

「よんなっせ食育協力の店」登録事業実施要領

平成22年10月1日

国保けんこう課

1 事業目的

この事業は、平成19年度に市が策定した大村市食育推進計画に基づき、～「楽食」から元気で豊かな“おおむらづくり”～を基本理念とする本市の食育推進の一環として実施するものである。地域における食育の取り組みが、市民にとって身近な場所である飲食店等において積極的に行われることによって、市民一人一人が「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、「食」に関して適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるようになることを目的とする。

2 実施主体 大村市

3 対象施設 飲食店、食料品販売店等

4 事業内容

- (1) 事業の趣旨に賛同し、次項5の取り組みを推進する対象店舗、長崎県が実施する「健康づくり応援の店」に登録または、「ながさき地産地消こだわりの店」に認定されている店舗、及び地元製品の販売コーナーを設けている店舗の申し出により、「よんなっせ食育協力の店」として登録する。
- (2) 登録された「よんなっせ食育協力の店」に対し、登録証およびのぼり旗を交付し、大村市のホームページに掲載する等して「よんなっせ食育協力の店」の周知を図り、市民の利用を促進するとともに、国保けんこう課は、食育に関する情報の提供の支援を行う。

5 「よんなっせ食育協力の店」の取り組み

- (1) 『よんなっせ食育協力の店』ののぼり旗の掲示
- (2) 食育に関する情報の発信

6 実施手順

(1) 募集

市は、「食育かわら版」、ホームページ、広報紙、大村市食育推進市民会議委員・大村市食育推進本部会議委員の所属する団体や各種講習会を通じて、関係団体・対象施設等へ広く働きかけ、募集する。

(2) 申請

事業に賛同する対象施設等は国保けんこう課へ申請書を提出する。

(3) 登録審査

申請のあった対象施設に対して登録基準に達しているかの審査を行う。

(4) 交付

審査の結果「よんなっせ食育協力の店」として登録し、登録証及びのぼり旗を交付する。

(5) 登録後の支援

国保けんこう課は登録された店舗・飲食店等を訪問し、情報提供及び支援を行う。

(6) 登録の取り消し

登録基準を満たさなくなったときや「よんなっせ食育協力の店」をやめるときは、国保けんこう課へ登録の取り消しを申し出、のぼり旗を返納する。